

## 井上靖ナナカマドの会 会則

(目的)

第1条 井上靖記念館の行う事業に対して協力、支援を行うとともに、文学を通じ文化の振興に寄与し会員相互の親睦と交流を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 名称は、井上靖ナナカマドの会（以下「本会」という。）とする。

(事務局)

第3条 事務局は、井上靖記念館内（旭川市春光5条7丁目5-41）に置くものとする。

(事業)

第4条 本会は、次の事業を行うものとする。

- 1 記念館の行う事業に対する協力及び支援活動
- 2 会報の発行
- 3 本会会員の拡大と啓蒙活動

(会員及び組織)

第5条 本会の目的に賛同して入会するものとし、個人会員と会社・団体等の賛助会員をもって組織する。なお、入脱会については届け出をもって行うものとする。

(会費)

第6条 本会の会費は、次のとおりとする。

- 1 個人会員は、年額2,000円とする。
- 2 賛助会員は、年額10,000円とする。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- |        |      |
|--------|------|
| 1 会長   | 1名   |
| 2 副会長  | 2名以内 |
| 3 理事   | 若干名  |
| 4 監事   | 2名   |
| 5 事務局長 | 1名   |

(役員を選任及び任期)

第8条 本会の役員は、総会で会長、副会長を選任し、理事（うち総務担当及び会計担当若干名）及び監事は会長が指名する。任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 事務局長は、井上靖記念館館長をもって充て、本会の庶務事務を行う。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回会長が招集し開催する。また、臨時総会は、会長が必要と認めるときに招集して開催する。

(総会の議決事項)

第11条 総会は、次の事項を議決する。

- 1 事業計画及び収支予算についての事項
- 2 事業報告及び収支決算についての事項
- 3 その他必要と認める事項

(議会の議決)

第12条 議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第13条

- 1 理事会は、第7条の役員をもって構成し、会長が招集し、本会の全体運営について協議する。
- 2 理事会は、事業計画及び収支予算・決算などの総会の議決事項について協議する。

(収入)

第14条 本会の運営は、次の収入により行う。

- 1 会費
- 2 事業に伴う収入
- 3 寄附金品
- 4 その他の収入

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(細則)

第16条 この会則の他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成17年4月26日から施行する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

井上靖ナナカマドの会 会長 原田 直彦